

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月6日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第2号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（採用選考の委任）</p> <p>第2条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第1項第4号及び第7号に掲げる職並びに同条第2項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>	<p>（採用選考の委任）</p> <p>第2条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第1項第4号に掲げる職及び同条第2項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。